



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 1

議会事項

○沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

沖縄県告示第214号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊是名村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 8 年 5 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 伊是名村（伊是名東部地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 24 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

議 会 事 項

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 15 日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴

沖縄県議会規則第 1 号

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県議会会議規則（昭和47年沖縄県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「6 週間」を「8 週間」に改める。

第98条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

第105条中「外とう、えり巻き、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。